

新版 建設業等における熱中症の予防-指導員・管理者等テキスト- (No.236520)

〈令和7年4月30日 第5版〉

補 足 資 料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月に公布されました。
テキストに掲載している関係法令の条文について、施行日以降の改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和7年6月10日

頁・箇所	第5版（令和7年4月30日）	補足内容
70	（統括安全衛生責任者） 第15条 事業者で、一の場所において行う事業の 仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当 該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上 あるため、その者が二以上あることとなるとき は、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約に おける注文者とする。以下「元方事業者」とい う。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属 する事業（以下「特定事業」という。）を行う者 （以下「特定元方事業者」という。）は、<u>その労働 者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事 が数次の請負契約によって行われるときは、当該 請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当 事者である請負人を含む。以下「関係請負人」と いう。）の労働者が当該場所において作業を行うと きは、これらの労働者の作業が同一の場所におい て行われることによって生ずる労働災害を防止す るため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に 元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第 30条第1項各号の事項を統括管理させなければなら ない。ただし、これらの労働者の数が政令で定め る数未満であるときは、この限りでない。</u> 2（略） 3 第30条第4項の場合において、同項の<u>すべての労 働者の</u>数が政令で定める数以上であるときは、当 該指名された事業者は、これらの<u>労働者</u>に関し、 これらの<u>労働者の</u>作業が同一の場所において行わ れることによって生ずる労働災害を防止するた め、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方 安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第1 項各号の事項を統括管理させなければならない。 この場合においては、当該指名された事業者及び 当該指名された事業者以外の事業者については、 第1項の規定は適用しない。 4～5（略）	（統括安全衛生責任者） 第15条 事業者で、一の場所において行う事業の 仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当 該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上 あるため、その者が二以上あることとなるとき は、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約に おける注文者とする。以下「元方事業者」とい う。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属 する事業（以下「特定事業」という。）を行う者 （以下「特定元方事業者」という。）は、<u>当該一の 場所において、その労働者である作業従事者（事 業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をい う。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者の ほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作 業従事者がある場合には、当該者を含む。）及びそ の請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の 請負契約によつて行われるときは、当該請負人の 請負契約の後次の<u>全ての</u>請負契約の当事者である 請負人を含む。以下「関係請負人」という。）に係 る作業従事者が作業を行うときは、これらの<u>作業 従事者の作業</u>が同一の場所において行われるこ とによって生ずる労働災害を防止するため、統括安 全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管 理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の 事項を統括管理させなければならない。ただし、 これらの<u>作業従事者の</u>数が政令で定める数未満で あるときは、この限りでない。</u> 2（略） 3 第30条第4項の場合において、同項の<u>全ての作業 従事者の</u>数が政令で定める数以上であるときは、 当該指名された事業者は、これらの<u>作業従事者</u>に 関し、これらの<u>作業従事者の</u>作業が同一の場所 において行われることによって生ずる労働災害を防 止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その 者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるととも に、同条第1項各号の事項を統括管理させなければ ならない。この場合においては、当該指名された 事業者及び当該指名された事業者以外の事業者に ついては、第1項の規定は、適用しない。 4～5（略） 令和8年4月1日から施行
72	（安全衛生教育） 第59条（略） 2～3（略） （新設）	（安全衛生教育） 第59条（略） 2～3（略） 4 <u>作業従事役員等は、労働者と同一の場所におい て前項の業務に就くときは、同項に規定する教育 を受けなければならない。</u> 令和9年4月1日から施行